

「別段御触書」(『屑者重宝記』より)

(『岡山部落解放研究所紀要 第6号』所収)

原文	現代語訳
<p>一 御郡々之穢多共義御年貢致上納非常之備ニも相成候者之義故疎意取向可申様は無之儀ニ候へ共元来身分賤者之儀故平之御百姓ニ対し身分之程を考候て礼儀引下り万事相慎可申義勿論之事ニ候。前々より触為知候へ共間ニは心得違、非礼我察之挙動致候者共有之候趣相聞不埒之事ニ候。此度儉約筋取締之儀御百姓一統へ厳敷申渡候ニ付穢多共一同へも右ニ准し相当之衣類有合之品、其儘当分着用可致。尤、新ニ調候義ハ無紋洪染藍染之外ハ決て相成不申取締方申付候義ニ候へハ兼て身分之程を考居申者共ハ厚承服致心得方不宜者共へハ篤と申諭一同礼儀引下儉約質素ニ相守候様可致筈之処無其儀村中挙て歎筋申出候段心得違之事ニ候。乍然歎出之趣与得勘弁致候ハ、指当無拋難渋之筋も有之候様ニ存候ニ付先別紙之通宥免申付候間此旨厚指心得已後弥以身分引下万事相慎候様一同申合堅相守可申候。如何様ニ申聞候ても不相用追々心得違之者有之候得ば其者共義は跡咎申付候。最早一統宥免之不及沙汰追々衣食住日用節儉敷取締可申付事。</p>	<p>一 郡々の穢多たちは、年貢を上納しており、また、非常の際の警備にもついておる者だから、軽く取り扱う理由はないのだが、元々身分が賤しい者であるから、平の百姓に対して身分のほどを考えて、礼儀をわきまえ万事について身を慎むことは、当然のことである。このことについては、以前から触れ知らせているところであるが、なかには心得違いをして、非礼・我察(粗暴)のふるまいをする者たちがいると聞くが不届きなことである。この度、儉約について取り締まることは、百姓一同へ厳しく申し渡した。ついては、穢多たち一同も右に準じて、(百姓と)同様の着物で有り合わせの物は当分の間そのまま着用してもよい。しかし、新調する際は無紋の洪染・藍染の外は決して作ってはならない。今後取り締まることを申しつけるので、かねがね身分のほどを考えている者たちは厚く承服し、又、心得がよくない者たちはよく申し諭して、全員礼儀をわきまえて、質素儉約の生活を守るようにすべきである。ところがかえって、村中こぞってその筋に歎願を申し出たことは、心得違いなことである。しかし、歎願の趣旨をよくよく考えてみると、さしあたり、どうしようもなく困ることもあるのではないかと思われるので、とにかく身分をわきまえて、万事について身を慎むよう一同相談して、堅く守るべきである。どのように申し聞かせても承服せず、いづれ、心得違いの者が出た場合は、その者たちに対しては処罰を申し付ける。もはや一同に対し許可した処置は取り消しいっそう衣食住などの日用の費用を節約するよう厳しく取り締まることを申し付ける。</p>
<p>一 家内不手廻ニて衣類新ニ拵候義難相成者共へハ木綿古着之類買調用へ候義先不苦事。</p>	<p>一 家計が苦しく着物を新調することがむづかしい者たちは、木綿の古着の類を買って着ることはかまわない。</p>
<p>一 雨天之節、隣家或は村内同輩へ参共、土足に相成候ては、迷惑可致ニ付、左様之節ハ、栗下駄相用候義、先見免可申。尤、見知御百姓ニ行逢候得ば下駄ぬぎ時宜可致。他村程隔候所へ参候得ば、下駄無相用之事。</p>	<p>一 雨降りの日、隣家や村内の仲間の家へ行くとき、はだしでは迷惑するかもしれないので、そのようなときには、栗下駄を履くことは、ともかく認める。もっとも顔見知りの百姓に出会ったならば、下駄を脱いでお辞儀をせよ。他村へ出かけるときは、下駄をはいてはならない。</p>

一

身元相応ニ暮御年貢未進不致者之家内女子之分ハ格別竹之柄白張傘用え候義，見免可申事。

一

番役等相勤候者共，他所向役先之義ハ，是之通指心得可申。勿論，絹類一切弥以無用之事。

別紙御触面式通，相廻し候間已後，其旨組合村々相触，別て穢多共有之村々御触之趣穢多共へ篤と指心得，弥以堅相守候様可被申付候。
以上

一

身分相応の暮らしをし，年貢も滞納していない者の家の女子については，特別に竹の柄の白張傘をさすことは認める。

一

番役などの勤めている者たちが，役目でよそへ出かけるときは，これまでどおりと心得ること。勿論，絹類は一切着てはならない。

別紙の触書二通を回覧するので，以後，その旨を組合の村々に触れ，特に穢多たちのいる村々にはお触れの趣旨を十分理解させ，良く良く守るよう申し付けること。

以上